

八王子市職員の懲戒処分の公表基準

1 公表の目的

職員に対する懲戒処分の状況を市民に公表することにより、処分の透明性・公正性・公平性の向上を図り、市民の市政に対する信頼を確保するとともに、職員には更なる自覚を促し、同様の事件・事故の再発の防止により、綱紀の保持及び服務規律の確保を図るもの。

2 公表の対象となる事案

懲戒処分

ただし、懲戒処分以外でも公表した方がよいと思われる事案の場合は、この限りでない。

3 公表する内容

処分日、処分内容、処分者、被処分者（年齢・性別・役職）、処分理由（事件等の内容）、その他特記事項。

なお、懲戒免職の場合には、所属課名、氏名についても公表する。

4 公表の時期及び方法

処分等を行った後、速やかに公表する。

5 公表の方法

公表は記者クラブ・市議会への資料提供及びホームページにより公表する。

6 公表の例外

被害者又はその関係者の権利利益を侵害するおそれがある場合又はその処分内容により、公表の内容の一部又は全部を公表しないことができる。

7 実施時期

平成27年4月1日以降に行う処分について実施する。